

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年10月30日
【事業年度】	第22期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)
【会社名】	株式会社パイオン
【英訳名】	P I O N C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上村 陽介
【本店の所在の場所】	大阪市中央区本町一丁目4番8号
【電話番号】	06-7711-8100
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松浦 友功
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区本町一丁目4番8号
【電話番号】	06-7711-8100
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松浦 友功
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

（訂正前）

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

社外取締役及び社外監査役との関係

- ・社外監査役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係

当社の社外監査役は2名であり、社外監査役と当社及び当社グループのその他の取締役、監査役と人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を有していません。

- ・社外監査役が当社グループの企業統治において果たす機能及び役割

高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督により、当社グループの企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っております。

- ・社外監査役の選任状況に関する当社グループの考え方

当社の現在の社外監査役は、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十二分に果たし、当社グループの企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。なお、社外監査役である川合宏一氏は税理士の資格を有しており、専門的な立場からの監査を行っております。

(訂正後)

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

社外取締役及び社外監査役との関係

・社外取締役の状況

当社は、社外取締役を選任しておりません。当社は、経営の意思決定機能と、業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名による監視及び監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

・社外監査役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

当社の社外監査役は2名であります。

社外監査役大塚隆直氏は、株式会社光通信の執行役員およびテレコムサービス株式会社の監査役を兼務しております。当社及び当社グループは、株式会社光通信とは、資金の貸借等に関する取引、テレコムサービス株式会社とは、情報インフラ事業に関する取引があります。その他、当社及び当社グループとの人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役川合宏一氏は、マックス総合税理士法人の代表社員を兼務しております。その他、当社及び当社グループとの人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

・社外監査役が当社グループの企業統治において果たす機能及び役割

高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督により、当社グループの企業統治の有効性を高める機能及び役割を担っております。

・社外監査役の選任状況に関する当社グループの考え方

当社の現在の社外監査役は、高い独立性及び専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能及び役割を十二分に果たし、当社グループの企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えております。なお、社外監査役である川合宏一氏は税理士の資格を有しており、専門的な立場からの監査を行っております。

・社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針

当社は、社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任にあたっては大阪証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。